

特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 71 回）

議事録

日 時 令和 8 年 4 月 22 日（水）14:00～16:30

場 所 名古屋能楽堂 会議室

出席者 構成員

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授	座長
小濱 芳朗	名古屋市立大学名誉教授	
麓 和善	名古屋工業大学名誉教授	
三浦 正幸	広島大学名誉教授	
藤井 譲治	京都大学名誉教授	

オブザーバー

渋谷 啓一	文化庁文化資源政策・記念物課 主任文化財調査官
平澤 毅	文化庁文化資源政策・記念物課 主任文化財調査官
北野 孝拓	愛知県県民文化局文化部文化芸術家文化財室 主査

事務局

観光文化交流局名古屋城総合事務所
教育委員会生涯学習部文化財保護課

報 告

- (1) 令和 7 年度全体会議及び部会での検討内容について
- (2) 天守台及び周辺石垣の保存対策について（天守台西側内堀御深井丸側石垣及び鵜の首（小天守西）水堀石垣の保存対策）
- (3) 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の運営について

議 事

- (1) 令和 8 年度事業予定について
- (2) 名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について
- (3) 整備事業における石材等の保管場所について
- (4) 重要文化財名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震対策について

配布資料 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議（第 71 回）資料

	1 開会 2 あいさつ 本日、年度が変わりまして、第1回の全体整備検討会議です。まず、昨年度は全体整備検討会議を6回開催させていただきました。構成員の先生方、オブザーバー参加の文化庁様、愛知県様、1年間を通じてさまざまなご指導、ご助言をいただきありがとうございます。感謝いたします。今年度も引き続き、さまざまな式事項がありますので、ご指導のほどよろしく願いいたします。この後の報告事項の中でもご説明しますが、特別史跡名古屋所跡の保存活用について、全体整備検討会議の先生方から、より対処当初からご指導いただき、我々として整備や保存、維持、各部会の運営を効果的に進めていけるよう、今年度より変更する部分もあります。その点も、どうぞよろしく願いいたします。 それでは本日も、多岐にわたる議事がありますが、限られた時間で恐縮ではありますが、ご指導のほどよろしく願いいたします。 3 構成員、オブザーバー、事務局の紹介 4 本日の会議の内容 資料の確認をいたします。A4が1枚、表に次第、裏が出席者名簿になっています。次にA4が1枚、座席表です。続いて会議資料ですが、すべてA3でご用意しています。最初に資料1が2枚です。次に資料2が1枚です。構成員、オブザーバーの皆様には、参考資料としてA3で10枚あります。資料3が1枚、資料4が2枚、資料5が2枚、資料6が2枚、資料7が1枚です。最後に、構成員、オブザーバーの皆様には、情報提供資料としての参考資料があります。 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。初めに、昨年度1年間にご議論された議事をまとめたので、事務局からご報告します。
	5 報告 (1) 令和7年度全体会議及び部会での検討内容について
事務局	資料1をご覧ください。昨年度の全体整備検討会議および各部会の開催結果と概要について、ご報告します。 令和7年度、2025年度全体整備検討会議および部会での検討内容についてです。1全体会議の開催結果として、令和7年度における全体整備検討会議の開催結果をお示ししています。4月に第65回全体会議を開催して以降、延べ6回の会議を開催しました。左から順に、開催日、議事、主な検討内容を掲載しています。一番右側に、各議事に

	ついて同年度中に関連する部会で検討した日程をお示しました。そのほか、昨年度に引き続き、今年度も検討を進める事項については、議事の各項目に下線を引いてお示ししています。 2 ページをご覧ください。2 各部会の開催結果をお示ししています。昨年度は、建造物部会を 4 回、石垣・埋蔵文化財部会を 5 回、庭園部会を 4 回開催しました。天守閣部会の開催はありませんでした。 簡単ではありますが、説明は以上です。
事務局	ご質問、ご不明な点はありますでしょうか。ないようなので、進めさせていただきます。 続いて、報告 (2) 天守台および周辺石垣の保存対策について、ご報告します。
	(2) 天守台及び周辺石垣の保存対策について (天守台西側内堀御深井丸側石垣及び鶴の首 (小天守西) 水堀石垣の保存対策)
事務局	前回、第 70 回全体整備検討会議の資料 2、天守台および周辺石垣の保存対策についての表記修正の、ご報告です。 前回は、石垣 U66、S10 の保存対策検討内容や、今後の対応についてご説明し、U66、S10 の現状変更許可を伴う保存対策として、石垣表面の補修についてご説明しました。その説明の中で、委員より資料の表現についてのご意見がありました。ご意見をいただいた委員、座長には事前に修正内容について確認していただいております、今回の報告資料としています。 修正は、前回の資料の 4 ページ目になります。内容は 2 点になります。修正箇所は赤字にしています。 1 点目は、石垣表面の補修による保存対策の手法において、栗石を補充する場所について、築石の間という表現に統一しました。前回の資料では、築石の間や背面に空隙がある箇所、築石の間の奥の部分、築石間、等の複数の表現がありわかりにくかったため、表現を統一するものになります。 2 点目、袋に詰めた小石等による対策については、安易に仕様することのないよう、使用する場合の条件として、現在工事に着手している石垣 U65 で施工した箇所について有効性を確認し、石垣 U66、S10 で使用することとする、との表記を追記しています。 報告は以上です。
事務局	ご質問、ご不明な点はありますでしょうか。それでは、次をご説明します。 続いて、ご報告 (3) 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の運営について、ご説明します。
	(3) 特別史跡名古屋城跡全体整備検討会議の運営について
事務局	資料 3 をご覧ください。昨年度、会議開催頻度の多さ、会議の在り方等について、構成員の皆様からご意見をいただきました。そこで、冒頭の点線枠内で記載しているとおり、意思決定の迅速化、円滑な事

	業実施を目的とし、効果的かつ効率的な運営方法に見直しさせていただきます。 現在は、左図の青い矢印のように、まずは全体整備検討会議を出発点とし、その後各部会で議論後、全体整備検討会議でご説明し、修正、意見等があった場合は緑の矢印のように、再度各部会、全体整備検討会議で議論をし、会議を開いて意思決定をしているところです。これだと会議の回数は増え、各部会、全体英日検討会議を開催するタイミングによっては、意思決定まで非常に時間がかかっていました。 そこでこれからは、文化庁の文化審議会の仕組みを参考に、名古屋城全体に関わるものを除き、原則全体整備検討会議でご議論していただき、司令塔のようなイメージで大きな方針を示していただいた後に、意見を付して部会へ渡して議論し、意思決定。最終的に、翌年度の最初の会議にて報告という運びで進めていきたいと思います。 令和8年度は、名古屋城としても本丸搦手馬出石垣の修復など、いくつかの事業が節目を迎える予定です。これを契機に平成18年度より続いている現行の有識者会議の在り方についても見直していきたいと思っています。 将来的に、全体整備検討会議にて方針を決定し、必要に応じて部会を開催するような仕組み、分野が横断的に対応できるよう全体整備検討会議の拡大、そして会議総会数の縮減を見据えています。また整いましたら、ご報告したいと思います。 ご質問、ご不明な点はありますでしょうか。 それでは、これからは議事に映ります。ここからの進行は座長に一任します。瀬口座長、よろしくお願いいたします。
	6 議事 (1) 令和8年度事業予定について
瀬口座長	もっとゆっくり、私の順になるかなと、とんとん拍子に進んで私のところに来ましたので、司会進行を務めさせていただきます。 議事(1)の令和8年度の事業予定です。まず資料をご説明していただいてから、構成員の皆様方にご意見をお願いしたいと思います。令和8年度事業予定について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料4の1ページをご覧ください。令和8年度、2026年度の事業予定についてのイメージとして、現時点でのイメージを表にしたものです。個別の事業の詳細は、時間の関係で割愛します。表の見方は、検討または事業実施にかかる工程期間を青色の帯で表示しています。期間ではなく、時点のものについては星マークでお示しました。二重丸は各事項についてと、全体整備検討会議に付議するおおよその想定期間についてお示したものです。 2ページをご覧ください。先ほどの資料に掲載した各事業について、城内の対象範囲をそれぞれお示した位置図です。右側の予定事業を掲載しており、④特別史跡名古屋城跡の石垣保存方針策定および⑨植栽管理計画の推進については、城内全域にかかってくるものであることから色付けのお示しをしていません。 簡単ではありますが、説明は以上です。

瀬口座長	ただ今の説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
麓構成員	これはお願いです。今年度の事業予定について、工程表を示されていますけど、これプラス全体の予定、特に今後です。これから先の予定の工程表も付けていただくと、よりわかりやすいと思います。今年度だけではなくて、全体も付けてもらいたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	事務局にて対応したいと思います。
瀬口座長	長期計画、中期計画が定めてあれば、随時できると思いますけど。その辺を検討されて、今のご意見をよろしくお願いします。 ほかには、どうでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、議事の(2) 名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査についてです。事務局から資料に基づいて説明をお願いします。
	(2) 名勝名古屋城二之丸庭園の発掘調査について
事務局	名勝名古屋城二之丸庭園の修復整備の中で、風信の移築、再建をする計画が進んでいます。風信と風信が位置していた築山の位置を把握するために発掘調査を考えています。風信は従来、資料5の図1の緑色で着色したところの北側の上の方に黄色い破線で示しているあたりではないかという想定をもとに、2018年度と2019年度に発掘調査をしています。調査の結果、明確に風信の存在を示す遺構は確認できませんでした。そのほかの成果としては、現存する築山の北斜面は改変が少なく、今地表に露出している景石の多くは、近世から動いていない可能性が高いことがわかりました。一方で、南斜面は多くの掘り込みが確認され、近現代に多くの改変を受けて、もとの形状を保っていないことが明らかになりました。 この後後述する写真の分析結果も含めて、風信が位置していた築山は、北側の一部を除いて近代に削平され、消滅していると現在考えています。風信の存在を示す礎石等の遺構も、築山とともに消滅していると考えられます。今回の発掘調査では、築山の山裾の検出を行い、築山の範囲を明らかにすることを目的とします。 2の過去の調査成果は、先ほどお話したとおり、北側は近世の盛土と考えられる土の堆積や景石の存在から比較的近世の姿を保っています。一方で、南側は現代の掘り込みを多数確認できたことから、近現代の改変を受けていると推測しました。風信の存在や位置を示す遺構は確認できませんでした。 そのほか、風信の位置の特定の参考となる調査として、風信の築山よりも南西で平成29年度に実施した発掘調査があります。ここでは、二之丸御殿の桜之間であろうという推定位置で調査区を設定し、近世遺構面と考えられる土と礎石と考えられる石材を確認しています。調査区の端で検出したこともあり、この調査ではこの遺構の広がりや時期の特定までは明らかにすることはできませんでした。

	このように桜之間を含めて3回実施した発掘調査に加えて、徳川慶勝写真の検討を行いました。3の調査区設定のための徳川慶勝撮影写真の検討の、慶勝の慶の字が間違っていました。正しくは、慶応の慶です。申し訳ありませんが、修正をお願いします。 2ページ目の写真と御城二之丸図を参考に、二之丸御殿の梅之間、桜之間の位置を図1の現況図に落とし込みました。2ページ目の写真1から3から、御城二之丸図に描かれていない建物の存在を確認できました。スクリーン上でなぞると、写真1でいうとこちら、写真2でいうと写真の中央に載っている小屋のようなもの、写真3だと松の左側の建物になります。この建物の名前が不明なので、今回は建物Aと呼称します。写真3から建物Aは梅之間、松の右側にある大きい建物が梅之間ですけども。梅之間の東延長上に存在しており、今回お示した3枚の写真を見ると、風信が各写真に写り込んでいるんですけども。写真1だと中央にある建物です。写真2だと左側に見切れている建物。写真3も左側の高台にあるものが風信なんですけど。この建物Aと風信が近接して写っています。これらをもとに改めて風信の位置を推測すると、従来の推定位置よりもやや南側に位置していた可能性が高いと考えています。推定位置の現況を見てみると、築山が削られて平坦になっており、築山上に存在した風信の礎石などの遺構は、写真からも築山ごと消滅しているのではないかと予想することができます。 今年度計画している発掘調査は、図1の調査区1の赤い枠で示したものになります。風信を直接示す礎石などの遺構は消滅しているという仮定のもとで、直接風信を探すことはせずに、その土台となっていた築山の南端の検出を目的とします。ただ、山裾の検出や、上部を失った築山自体を検出するのは難しいと思われるので、御殿空間の復元、ここで言う桜之間や建物A、建物Aと風信の間に写っている境界の堀などの遺構の検出も併せて行い、空間的に築山南側の確認を行おうと思っています。 過去に検出した桜之間の可能性のある礎石状の石材の再検出も行い、遺構の広がりも確認できる見込みです。過去の調査から築山の北側は元々の状態が遺っていると考えています。今回、南端を見つめることができれば、築山の南北の範囲が明らかになると考えています。 1つ調査区に、T字型の調査区を赤の破線でお示ししています。これは来年度行うことを考えており、築山の東西方向の広がりや、東側における築山の南端を確認するために調査区を設定する予定です。調査区1の成果によっては、調査区位置や形状を変更する可能性もあります。今回は、頭出しのようなものと考えていただければと思います。 ご意見をよろしくお願いします。
瀬口座長	今の説明について、ご意見をよろしくお願いします。いかがでしょうか。
三浦構成員	お聞きしたいんですけど。図2に出ている天保13年の絵図です。これは仮想図なんですよ。覚えが描いてあります。仮想図は、極めて正確に実測をしているので、この仮想図に載っている風信の位置を厳密に指図したところが、今までの推定位置だったんですね。

事務局	はい、そのとおりです。
三浦構成員	そこにはないというのは、築山の位置がちょっとずれているのではないだろうかという話で、位置が違っている。もしくは見つからないということですね。
事務局	はい。
三浦構成員	通常、ただの絵図でしたらずれることはないですけど、これは仮想図なので相当まじめに実測がしてあるはずなので、そんなにずれないのではないかと思いますけど。仮想図が違っているかもしれないから、南の方を掘ってみるという検討は、大変に大切なことだとは思いますが、仮想図自体の、この図がもし歪んでいるんだとすれば、かなり重大問題になります。 もし仮想図が違っているのなら、なぜ違ったのか、どう違っているのか、ということを併せてしっかり検討してもらいたいです。仮想図としっかり合わせてもらいたいと思います。
事務局	わかりました。
三浦構成員	もう1つ、二之丸の庭園の指図があるでしょう。あれも一応実測図ですけど、仮想図ほど正確ではないですね。あちらのほうの絵図には、あれと一緒にものは載っていましたか。
事務局	御城御庭絵図のことですか。
三浦構成員	そうです。
事務局	御城御庭絵図には載っています。
三浦構成員	載っていますね。載っている位置は、今回想定した位置ですか。それとも仮想図と一緒に位置ですか。
事務局	御城二之丸図とだいたい一緒に位置になっています。
三浦構成員	なるほど。2つの絵図が、例えば親子関係にあって、片方の絵図を基にしてもう片方を描いたとすれば、元が間違っていれば自動的に間違えますけれども。その2つはかなり描き方が違って、到底同じものを素としているとは思えません。 絵図のほうは2つ一致しているという、かなり信憑性が高いです。築山等の位置だけではなく、仮想図とも整合性をしっかり検討して、最終的な結論を出してください。慎重に行ってもらいたいと思います。がんばってください。
事務局	ありがとうございます。
瀬口座長	ほかにどうでしょうか。よろしいですか。

	今、お話にでた二之丸御庭之絵図というのがあります。御城御庭絵図が。映りますか。
事務局	御城二之丸図しか用意してなくて、御城御庭絵図は用意していませんけれども。
瀬口座長	風信などの位置が、築山になっているんですよね。築山の上に乗っているんですね。
事務局	はい。
瀬口座長	築山というのが、出ますか？大きいところを見ると、築山が、今風信と書いてあるところのすぐ南側のところですよ。その下に茶室がありますよね。その3つが、築山が分かれていますよね。
事務局	そうですね。絵だと分かれています。
瀬口座長	ほかの絵図を見ると、これが繋がっているのですか。分かれているのですか。ほかの絵図と比べると。
事務局	繋がっている絵図もあり、このように分けて描かれている絵図もあります。
瀬口座長	繋がっているものもある。それはどれですか。今日の参考にしていない仮想図は、繋がっているのですか、繋がっていないのですか。
事務局	これはおそらく繋がっていないように描かれていると思います。
瀬口座長	おそらく。拡大できませんか。御城二之丸図を拡大できませんか。
事務局	これです。
瀬口座長	これですか。繋がっていないではないですか。 風信の位置の南側のところは、園路があって、飛石があって、その南が高くなって黒く塗っていますよね。
事務局	ここの山と、ここの山と、
瀬口座長	繋がっていないけど築山が。切れているのではないですか。
事務局	切れているように描かれています。
瀬口座長	仮想図が正しいとすると、切れているのではないですか。切れているのが、本当は正しいということはないですか。 そうすると、築山の裾を探るというのは、どの築山の裾を探ろうとしているのでしょうか。風信のですか。あるいは、桜之間の右側のところに茶室がありますよね。

事務局	これですか。
瀬口座長	そうです。その間に、ちょっとまた緑があるでしょう。Tの字が入るというのは、その間に入るってことですか。この図の中で。位置関係として。
事務局	そうです。Tだと、このまま投射すると、ここら辺に入ってくるのではないかと思います。
瀬口座長	縦がもっと南側に下がるんですね。
事務局	はい。
瀬口座長	風信の位置が外れているということはないですか。
事務局	絵図をそのまま重ねると、風信からちょっと離れてしまいますけど、古写真を見ると、建物Aというのがこの建物よりも若干西側にあるのではないかと考えています。この建物Aと風信がすごく近く写っているので、この絵図で表現すると、ここら辺に風信が来るのではないかと考えています。
瀬口座長	建物にするとわからないですけど、写真だと塀がありますよね。写真1と2に。写真の2です。今の図のところだと、塀はどこにくる想定ですか。
事務局	塀はここら辺にくる想定です。
瀬口座長	その辺にくる。今茶室の名前が書いていないですけど、一番南の茶室のところは、窪みになっていますよね。周辺に石が置いてあって、ちょっと窪んでいますよね。
事務局	現況ですか。
瀬口座長	現況。
事務局	現況は平坦な道です。
瀬口座長	窪地になっているよね。まわりが少し高くなって。そこではないのですか。
事務局	建物Aがということですか。
瀬口座長	建物Aのことは知らないのですが、今のこの図で見ると、上下に2つあるでしょう。
事務局	御腰掛と風信です。

瀬口座長	ここは今少し高くなっている、この辺りですね。ここが池があつて、ちょっと園路があつて、少し高くなって、ここがえぐられているでしょう。 ここも改変されていると考えられて、ここまでくるとずっとちっちゃって高くなって、ここが窪地みたいになっています。
事務局	L字型の土手のようになっています。
瀬口座長	そのこのところに景石がずっと置いてあるので、ひょっとしたら、これはそのままかもしれないと思ったんですけど、それは改変されているわけですか。
事務局	その土塁自体が陸軍が建てたもので、その景石も陸軍が発注して作庭した庭ではないかと考えています。
瀬口座長	それは根拠があるのですか。陸軍の日記に書いてあるのですか。
事務局	日記には書いていないです、第6連隊誌に庭を造ったことは書いてあります。
瀬口座長	庭はこっちの方でしょう。
事務局	将校集会場周辺の庭というふうに、
瀬口座長	それは前の方ですね。現在残っているところ。ここについては書いてありましたか。
事務局	書いていないので、ここも含まれているのではないかと考えています。
瀬口座長	勝手にね。
事務局	はい。
瀬口座長	それでは含まれてないかもしれない。だから、ここは改変されていないかもしれない。
事務局	はい。
瀬口座長	だから、このところが非常に重要だと、絵図を見て思います。その辺も含めて検討してもらえるといいかと思います。
事務局	先生方が言われるように、風信の場所もそうですが、風信を移築、再建しようと思うと、そのこの高まりをどう表現するのか、ということも大事になってきます。この高まりが、先生方が言われたように、南北に切れた高まりなのか。それとも一連の高まりなのか。そういったことも、全体として復元するための材料を、この調査で得られればと

	思っています。 今いただいたように、この部分に関して、もしかすると江戸時代のものを活かした上に近代に手が入れたのか。それとも近代に池が入っているから、その辺りも確かめたうえで、二之丸庭園として風信とそのまわりを復元していく、整備していくときの材料を、この調査で得られればと考えています。
瀬口座長	その場合、今お話しにでたように、陸軍の手が入っているのかもしれないのだから、将校集会所の位置を明示した、その図とも比較したほうがいいと思います。将校集会所の位置はどの辺りですかって言われたときに、この図がでてきたほうがいいです。その将校集会所の南側に、車を回す部分も含めて西側に庭園が、増庭が造られたわけではないですか。 ここの位置は、もっと東側になるので、その位置関係も重要だから。将校集会所も、今言われたように全体を見たいのであれば、明治以降の手が入ったところも見ながらやったほうがいいのかと思います。お願いします。
事務局	わかりました。
三浦構成員	徳川林政史所蔵の古写真が、左側に3枚並んでいます。左側の3枚の写真のうちの一番下、右の方に梅之間が写っていて、左の高台に風信が写っています。 写真分析をするときは、地図上でどこから写したのかを特定して、分析するのが当たり前です。この左下の写真は、どこから写したものですか。
事務局	二之丸庭園を写した写真はすべて特定しています。
三浦構成員	例えば、右にある御城二之丸図だと、どこから写したものになりますか。
事務局	御城あたりから撮ったのではないかと思いますので、この辺になります。
三浦構成員	その辺、多分、赤い字で後から入れた梅之間の、梅の字辺りから撮っているのですか。
事務局	そうですね、梅のこの辺です。
三浦構成員	そこから撮るとどうなるのかというと、風信の妻側が真正面になりますよね。この絵図から見ると。
事務局	はい。
三浦構成員	左下の写真は、風信の妻側が真正面に写っていますよね。梅之間の北側がちょろっと見えています。

	そうすると、建物 A というのは、御城二之丸図には描かれていないことになりますね。
事務局	描かれていないです。
三浦構成員	描かれていないのかかわらず、先ほどから聞いていると、建物 A との位置関係かなんかで、位置が違うとか近いとか言われたような気がするけど。建物 A は、天保の図に描かれていないということは、後から造ったと考えられますね。
事務局	そう考えられます。
三浦構成員	この建物 A の位置はわからないので、この御城二之丸図の位置のまま風信の位置を考えてみると、ちょうど梅之間から風信真東に見えるので、従来の想定のとおりでいいのではないかと思います。どうですか。ほぼ真東になるでしょう。違いますか。
事務局	従来の位置ではないかなと想定した一番の理由が、発掘調査でそれらしい遺構が出てこなかったことになります。そうすると、築山が、上が飛んでいて風信ごと飛んでいるのか。もしくは位置が違うかのどちらかになるんですけども。
三浦構成員	左下の写真を見ると、風信は築山の上に乗っています。相当高いところにあります。 現在は、こんなに高くはないでしょう。
事務局	そうですね。
三浦構成員	ということは、上を削り飛ばされているので、遺構は遺っているはずはないです。掘ったときに遺構がでてこなかったから、風信の位置が違うのではないかという論拠にはならない気がします。 その辺に関して、もう少ししっかり検討して行ってみてください。ひょっとすると従来の位置でいいのかもしれませんよね。
事務局	そうですね。ただ、築山を復元しないと、風信も復元できないということもあるので、築山の南端は今回の調査で探ってみようと思います。
三浦構成員	築山の南端を探るということは、それでいいと思います。 風信の位置が見つからなかったから、南側を探すというのは論拠としておかしいと思います。
事務局	わかりました。風信の位置は今後、ほかの写真も何枚もありますので、それも含めてまた考えていきたいと思っています。
三浦構成員	何枚もあれば、ちゃんと地図上で特定できますから。今、左下にある写真だけで見てみると、この絵図が正しく描かれていて、絵図のと

	おり、従来の推定のとおりでいいのではないかという話になりますので。そうすると、遺構面が飛ばされているだけということになります。 風信が見つからなかったから、位置が違うのではないかという論拠にはならないですね。その辺のところをもう少ししっかりと考えて、やってみてください。がんばってください。おもしろそうな結果がでそうです。地形が復元されたら、名古屋城二之丸庭園の魅力はますます高まるので、がんばってもらいたいと思います。
瀬口座長	ほかにはどうでしょうか。よろしいでしょうか。 この写真3は、昔から写真の焦点位置を図面で表すことは、普段から行われているので、AI でやったらすぐ出るのではないですか。自分の感覚ではなくて。感覚ではまずいと思いますので、写真の分析は。そうすると平面図に落とせるので、現在のどの位置からで、高さ関係がわかれば、今言われたように、高さが1階よりも高そうですね。
事務局	だいぶ高いのではないかと思います。
瀬口座長	今は1mそこそこでしょう。築山。そうすると、言われるように相当カットされているので、高さ関係も同時に、写真分析で出せると思います。そうすると、もう少し正確なことがわかって、風信の位置はわからないかもしれないけど、ほかのことがわかる、ということもあります。築山の山裾を調査するということで、3つに分かれているか、1つかわかりませんが。そういうことを検討するということですね。写真分析で高さもわかるといいですね。
事務局	写真分析も進めていきたいと思います。
瀬口座長	よろしくお願いします。ほかには、どうでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、4 月になっていますので、先ほどご説明された全体会議と部会との関係のことを適用するわけですね。今日から。
事務局	はい、そのように考えています。
瀬口座長	本日の意見をふまえて、部会へ送ってもらって、これは発掘調査をするので、現状変更許可の手続きを進めていただきたいということで、よろしくお願いします。 それでは、議事の(3)です。整備事業における石材等の保管場所についてです。資料6を、事務局からご説明をお願いします。
	3) 整備事業における石材等の保管場所について
事務局	資料6をご覧ください。石材の保管場所について、現状、経緯を1番にまとめています。2 ポチ目です。現在、継続中である石垣の積み直し工事では、石材は可能な限り修復、再利用に努めて工事を進めていますが、積み直しの完了時には、現状多くの石材が残存する見込みが

	出ています。また、二之丸庭園の整備では、多くの石材の寄付を受け、一時保管し、工事の際にはその中から別途見比べながら選定し、使用しています。今後もさまざまな整備事業に伴い、石材等が発生することが予想されることから、これらをどうにか保管していきたいと、名古屋城では考えているところです。 2 番の方針としては、名古屋城の保存活用整備事業に伴い、一時保管が必要となるものすべてを今回の対象とします。保管方法は重ねずに、1 石ずつ配置し、必要な離隔を設けて適切に養生シート等で覆うなどして管理していきたいと考えています。また、散在するのは良くないので、極力まとめて保管し、保管場所の集約に努めます。場所は、名古屋城総合事務所の日常管理がおよぶ範囲、近くであることが必要と思っています。さらに、構成要素の保存、活用、整備への影響が少ない場所を選定するべきと考えています。 そんな中で、具体的な場所の検討ということで、3 番に書いています。名古屋城跡が都市部に位置しており、周辺は市街化されており、城外にまとまった面積の土地を確保することが困難な状況です。城内、特別史跡指定範囲内で考えると、まず城内の地区区分ごとに現状を、右側の表 1 にまとめました。簡単にご説明すると、本丸は当然名古屋城を象徴する地区です。二之丸の北は、現在二之丸庭園を整備しており、庭園文化を伝える場となっています。二之丸の南は今後、旧愛知県体育館が解体される予定です。西之丸、御深井丸に関しては、本丸へ至るメインストーリー、本丸、天守閣を周回し観覧する来場者の主要動線となっていることから、なかなかまとまった土地が見つからないエリアだと思っています。最後に外堀をまとめていますが、外堀に空堀に関しては比較的、集積できるようなまとまった土地の確保が可能だと思っていますが、水はありませんが湿地状態であり、石材の保管には最適とは言えない場所かと思っています。水堀に関しては、置く場所は水中になるので、保管するのは適した環境ではない。三之丸の外堀に関しては、名古屋城の総合事務所から遠いということで、なかなか目が届きづらいという整理をしています。 2 ページをご覧ください。図 1 に保存活用計画上の位置付けをまとめました。一つひとつをご説明しませんが、各エリア、当然テーマを持って活用しているエリアになっています。 以上をふまえ、保管場所をどうしていくのかということですが、各地区の現状を整理した中で、一時的に、現在も使用していますが、外堀の空堀に置くこととします。2 ページ目の右側の図 2 の石材保管場所案として、外堀の東側と南側のエリアを案としています。当然保管後は、来場者の目に触れることに配慮し、石材保存への理解、促進、本来の堀の姿への理解、促進などに配慮していきたいと思っています。 これらをふまえて、外堀に置くことに関してご意見をいただきたいと思っています。
瀬口座長	石材の保管場所について、ご説明がありました。ご意見、ご質問をお願いします。
麓構成員	保管する石材が 3 種類書かれていますが、石垣の修復事業に伴い発生した石材というのは、今後どうするつもりですか。

事務局	まずは、ここに書いてあるとおり、可能な限り修復して再利用に努めていきたいと思います。石垣事業に本来使われているものは、まず石垣事業に再利用していく方向性で、さらにはほかの事業でも使えるところがあれば、そこで判断して使っていきたいと考えています。フローチャート等を設けているので、それに従って行っていきたいと思います。
麓構成員	これは、修理のときには採用できなかった石材と理解したんですけど、そうではないですか。
事務局	そのとおりです。
麓構成員	それを次、ほかの部分の石垣修理で使用する、転用するというのは、どういう転用の仕方を想定されているのですか。
事務局	ほかの事業でまったく石が足りていない、新材を設けるようなところであれば、提供をしていくのかなと。本来の場所には絶対に戻すことはできない石の中から選んで、作業していきます。
麓構成員	本来の場所に使えなかった石というのは、割れているとか、本来の大きさではないものが採用できなくて、修理しても採用できなかった石だと思いますけど。そういう石を、別の場所で再加工して使える見込みはあるのですか。
事務局	現状では石垣修理を今後も続けていく予定をしていますので、そういったところで転用、再利用できればと考えています。
麓構成員	転用できる大きさなのですか。
事務局	当然、割れない石は、今後間詰石や介石という、違う使い方になるのかと思っています。
麓構成員	それはもっと細かく割って、転用するということですけど。そういうことだったら、今回の修理でもできたのではないですか。それをしなかった石ではないのですか。なんかよく理解できないんですけど。次転用するという意味が理解できないんですけど。
事務局	補足説明します。今回の搦手の石垣の修理において、解体修理前に石垣面にあった石で、もちろん破損していて解体した石もあります。それよりも背面に、大量に築石大の石がありました。それはおそらく江戸時代に、積み替えられたときに慶長期でも使えなくなったものが、大量に背面にありました。それが修理の過程で出てきており、それが大半を占めます。石の状態としては、当然元には戻らなかった石ですけども、築石大のものもあり、ぴたりと合えば築石として使える石だと思っています。背面にあったものとか、そういったものになっています。

	逆にそういった石を割ってしまうとか、そういったこともできずに、保管することになっています。
麓構成員	慶長期の石だろうと判断して、現在の搦手馬出のところには使えなかったと判断した石は、今後の修理でもそれを再加工して別の場所で使うということは、同じような考え方をすれば、使えないような気がします。その量がどのくらいあるのかわかりませんけどね。 再加工をして別の場所に使うよりも、本来の慶長期の石ということでどこかに展示するなり、もっとちゃんと保存すべき方法があつて。そうであれば、先延ばしのために、とりあえずここで提案されたような堀底に置くのではなくて、積極的に活用するようなことを考えたほうがいいように思います。
事務局	先生の言われるとおり特別な石、さまざまな石が今回ありますが、特別な石であれば展示ということも考えています。それが一番下にも書いてありますが、石材保存への理解促進です。展示してどういったものかという説明に使うような石も中にはあります。それはそういう方向性の再利用チャートになっています。適材適所、さまざまな石があるので、築石大もあれば砕けた石もあります。 搦手を見ていただいても、表面の石、通路の両脇にも石があります。ああいった石垣を対象にして、今回考えています。基本的には、出所がさまざまなものに対して、当然分類をかけて整理できているので、それに適した再利用を考えています。ご理解をお願いします。
麓構成員	そういうことを早く計画的に考えないと、今後修理をしていく度に同様の石が新たに見つかることもあつて。貴重な石であるけれども、とりあえずここに置いておきます、というのがどんどん増えそうな気がするので、早めに方針を決めたほうがいいのかと思いました。
事務局	ありがとうございます。
瀬口座長	はい、お願いします。
三浦構成員	搦手石垣の裏込めの中から出てきた石が入っているんですね。
事務局	はい。
三浦構成員	裏込めの中に入れられたということは、ある時期、いらなくなった石を裏込めに使うという文化があつたから、そうしているわけです。裏込めのところは、完全に改変して新しくしてしまえばいいという問題ではなくて、元のように、なるべく近いように元にする。裏込めから出てきたものは裏込めに戻すのが普通、常識だと思います。どうして戻さなかったのか、ということをお聞きしたいです。
事務局	こちらは石垣・埋蔵文化財部会で議論になりました。背面に栗石層があり、形の違う築石大のものがありました。構造上、力学的には違った栗石と挙動を示すのではないかと、というご意見がありました。後

	の挙動がわからなくなることから、栗石層は栗石層でしっかり単一的な造り方をしたほうがいいのではないかとということで、今回は元に戻すことを止め、保管に回しているということです。
三浦構成員	確かに大きさが違うのを混ぜると、地震時で挙動が違うかもしれませんけども。本当に違うかどうかは、実証されていませんよね。
事務局	はい。
三浦構成員	それと、こんなことを言って申し訳ないですけど、搦手の石垣の修復した途中のところを見に行ったら、築石の積み方が極めて稚拙で間違った積み方をしていました。あのような間違った積み方を指導している部会が、裏のところの挙動がわからないからといって、そうなると言っていることが全然信用できない、と私は思っています。 基本的には確かに違うかもしれないけど、大きい石だから逆に言えば、小さな砂利みたいな石、砂利ではないですけどね。小さな石がしっかり裏を支えているかもしれない。ひょっとすると良いふうに働いているかもしれない。 明らかに欠陥があって、その石のせいで石垣が歪んだとかであれば話は別ですけど。そういう事態が確認されていないのに、それだけを取ってしまって。ということは裏込めの状態が当初の形とは違ってしまいます。後世にまた修理したときに、裏込めは同じ大きさの石ばかりが並んでいたという、間違った文化を伝えたことになってしまいます。 今後、裏込めから出てきたものについてどうするのかというのは、石垣・埋蔵文化財部会で決めないで、しっかりと報告してもらいたいと思います。 それから、二之丸の外堀のところに置く。今お聞きしていると、ハヤダシが使えなくなった石を置いていくということですよ。いつまで置いておく気ですか。
事務局	あくまでも今回は一時的なものです。今後、城内でさまざまな整備が進んでいくので、その中でまとまったエリアというのが生まれてきたりすると思っています。終始、保管場所については検討していく内容のものだと思っています。
三浦構成員	置く場所が、城の景観上邪魔にならないところだったら一時的に置いておくでも問題はないです。これは、お堀の中ですよ。しかも、二之丸の石垣というのはものすごく長い距離で、びゅーっと通っているところ、お堀も壮観なんです。そこにずっと搦手石垣の解体の石が下に置いてあって、ものすごく無様で、ようやくなくなるかと思ったら、また置くと。お城の見え方、景観等を考えてみると、こんなところに本来置くものではないです。一時的だと言っているけど、その一時的が10年か20年になるかもしれないし、信用できないです。現に搦手の解体した石垣は20年くらい置いてあります。 あれが一時的で1年か2年なら文句ないですけど、20年置いてあるんですよ。結局二之丸の、あの壮観なお堀が20年間見られなくなって、また再び見られなくなると、名古屋城の見栄えで一番大事な景観

	の1つを、ずっと破壊しっぱなしになっている。ということになります。ほかの場所がそもそも気に食わないです。 一番保管の場所として可能性があるのは、これは人の土地だから何とも言えないですけど、愛知県体育館の跡地が一番いいです。あそこだったら平地がいっぱいあって、そこにまとめて置いておけば、そんなに邪魔にはならないです。そちらの方が空いたら、そちらの方に移す計画でやられるんですか。
事務局	そちらのほうはまだ検討はしていませんが、愛知県体育館の解体がありますので、あのエリアは当面は考えることができないという整理をしています。
三浦構成員	ということは、当面はこの堀底に置いておくということですね。
三浦構成員	私の懸念の、一時的と言いながら、かなり長い間、ずーっと無様な姿が続けることになるので、もう少しなんとか別の場所を考えられないでしょうか。 特に東黒鉄門の北のところは、よく見えるところなので。今そこも入っているでしょう。あんなところに置いてほしくないです。もう少し慎重に考えてもらいたいなと思います。
事務局	そういったご意見が出るのは承知しています。
三浦構成員	よろしくお願いします。
瀬口座長	ほかにはどうでしょうか。 搦手馬出の押え石というのがありましたよね。大きな。それはどうなっているのですか。元に戻したのですか。 今、大きい石と小さい石があると挙動が不審だという話があったけど。築石の裏込め石のところに大きい石が置いてあったでしょう。解体したときに。それは、元に戻したのですか。知らないのですか。そんな重要なことを。
事務局	先ほどお話したように、搦手の解体のときに出た、今先生が言われた押え石も含めて元に戻さずに、明らかに排水などで並んでいた石は元の場所に戻しましたが。その他の石に関しては、名古屋城の場合は明確に築石に使用されていたとか、そういった痕跡が判断できなかったということで、現状取り出しという形になっています。
瀬口座長	ちょっとそれは、おかしいと思います。おかしいと思うのは、解体するときに押え石は、名古屋城の特徴であるという説明をされていたと思います。築石があって、裏込めがあって、裏込めが波を打っていたでしょう。どういう復元をしたのか知らないけど、波を打っていたでしょう。層になって。そのところに大きい石を置いているんです。ほかのお城も置いているんですよ。置いているお城もあるんです。 名古屋城の特徴は、1つはこういうことだなという認識があって、それを復元していないというのは、挙動不審というのは、人間が挙動

	不審っていう。大丈夫ですか。そんなことをやって。というのは、ちょっと心配ですね。 先ほどの4月からの新しいルールですけど、やはり重要なことは報告して、報告することになって、総合事務所の中で報告するのかしないのか決めるのかもしれないですけど。特に石垣の部分に関しては重要事項なので、事後になるかもしれないですけど、報告してもらいたいと思います、今のような重要なことも、20年かけて壊してしまったというのは問題なので。
事務局	いただいたご意見は真摯に受け止め、そのような対応を取りたいと思います。
瀬口座長	お願いします。ほかにはどうでしょうか。よろしいですか。はい、お願いします。
小濱構成員	今までお聞きしていて、これはすべて名古屋城の中の石であって、余った石と理解していいですか。余剰の石ですか。
事務局	基本的には事業を行なったうえで、出てきた石なので、その事業では使えなかった石です。
小濱構成員	それぞれの石にはそれぞれの素性があるわけです。保管の方法ですが、そういう素性もきちんと記録して、どこから出た石か、出所も記録されているのですか。
事務局	現在そのように、1石1石しっかりリスト化しています。
小濱構成員	先ほど座長がいわれたように、復元していないのではないかと問われたら、それを元に戻すということも可能なわけですね。
瀬口座長	可能ではないでしょう。積み直しているのです。
小濱構成員	可能ではない。
瀬口座長	そのうちのどこにあるのか、その石が今どこにあるのかわかっていれば別ですけど。わかっていれば別ですけど、その認識がなければ、余った石だということではわからなくなっていると思いますよ。
小濱構成員	素性をはっきりわからないということですね、その。
瀬口座長	認識がなければ、大切にしないからほかの石と一緒にしてしまっ、築石の使えない石と一緒にしているかもしれないので、その中から探せるのかどうかわかりませんが。
事務局	保管場所等、しっかり1石1石ナンバリングして、リスト化しています。

瀬口座長	築石は。押え石はやっていないでしょう。土の中の。
事務局	発掘調査で記録しているものに関してはナンバリングをしているので、1 石ずつ石材カルテを作っています。調査として出した石に関しては、図面と現状の石垣が照合できるようにしています。
瀬口座長	搦手馬出の土の中から出てきた石についても、大きさ、位置情報もあるから。位置情報は難しいですね、立体的だから。
事務局	調査として位置情報を取得しているものに関しては、全部石に番号を付けており、それで照合できるようにしています。もちろん調査で把握していないものに関して、把握していない石もあります。それは、搦手の中から出てきた石もあります。ただ、調査で把握している石に関しては、戻せるようにしています。
瀬口座長	築石と一緒に言うから混乱するんですけど。築石は、表面に見えているから位置が確定できるけど、土の中の石というのは、具体的な空間の中に置かれるわけだから、それをどうやって位置情報を取得するのですか。
事務局	調査時に、高さと X、Y 座標等を取っている場合もあります。
瀬口座長	座標を取っているわけですね。
事務局	はい。それを図面から起こすのか、きちんとした座標でとっているかの違いはありますけど。
瀬口座長	そうすると土の部分と裏込め石の境界を立体的に復元できるということですね。立体的に位置がわかるのだったら、土の中の。そうすると裏込め石がきちんと直線になっているわけではなくて、名古屋城の場合は波を打っているわけだから、平面で、立体的にも。位置情報があるということであれば、復元できるということですよ。
事務局	それは栗石層と土のところの波うちということですよ。
瀬口座長	そうです。そこに押え石が置いてあるでしょう。
事務局	押え石というよりも、そこにすべてが並んでいるわけではなくて、部分部分でそういった兆しが出ていたということです。その位置に関しては図面等も取っているので復元できます。
瀬口座長	今回は復元しなかったんですよ。
事務局	そういうことになります。
瀬口座長	どういう判断ですか。挙動不審だから。はい、わかりました。よろしいでしょうか。ほかにありますか。

	石材の保管場所について諮られて、いろんな意見がありました。出てくる石があるということで、先ほどのご意見であったのは、一時的な保管、一時的といってもガソリンのなんとかかといって、50年から70年続けるという税制がありましたよね。
藤井構成員	1 つよろしいですか。整備する、修復事業に伴い発生した石材というのは、今の議論でよくわかります。庭園整備に使用するために収集した石材等とか、3種類に分かれています、全体としては、量は同じくらいなんですか。それとも突出してどれが多いのですか。 保管というときのイメージをするときに、どの部類の石材が多いと考えているのですか。実態はどうなんでしょうか。
事務局	今のご質問は、庭園に資する石材の中の割合ということでしょうか。それとも石垣等も含めてでしょうか。
藤井構成員	保管対象とありますよね。
事務局	はい。
藤井構成員	その3種類、量的に言えば、均等ですか。それとも一番最初のものが半分以上を占めるのですか、ということです。
事務局	大部分は石垣事業で出てくる石材の保管が、今回一番の対象になっています。
藤井構成員	では今後修復したときに、また出てくるんですね。
事務局	出てくるし、使うこともあります。
藤井構成員	大変だ。素人なのでよくわからないんですけど。その辺の塩梅をこういうふうに並べられただけでは、なかなかわからないので。少し説明してもらえたらと思いました。
瀬口座長	そういうことで、いろいろ出てくるので。まずは分類をして、まずは石垣の、築石と裏込めのものがあって、その置き方については今の提案のように、南外堀、東外堀だけでも、できたらほかの位置はという意見もありましたが、名古屋城の石垣の良さを消さないような位置に、できたら置くように、というご意見がありました。それを含めて進められたらいいかと思います。 これは国の現状変更許可が必要なんですね。置く場所についても。
事務局	そのとおりです。
瀬口座長	ということです。そうすると、暫定的に、一時的に今回の提案をしているところになるということで、よろしいですか。 はい、ありがとうございます。

三浦構成員	信用できません。
瀬口座長	信用できないから信用できるように、ぜひ行動していただくと。お願いします。
事務局	今回のこちらにかんしては、やむを得ないことと本当に思っています。ですので正直に適した場所ではないということも明記しています。
瀬口座長	名城公園とか、そういうところはだめなのですか。
事務局	私たちの管理区域ではないので。置き方としては、当然人の視野、一番下に書いていますけど、なるべく人が多く通るところから見えないところに、工夫して置いていきます。そういう努力は絶えず行っていきたいと思っています。
麓構成員	1つだけ確認させてください。 石垣修理をするとき、石垣・埋蔵文化財部会のようなものを設けて、採用する石材、採用できない石材を選んで工事を進めていきます。その際用できないという石の取り扱いについては、石垣・埋蔵文化財等で検討したうえで、今後どうしていくということも決めていると思います。それは、ここでは、石垣・埋蔵文化財部会での話がまったくないのでわかりませんが。どのように石垣・埋蔵文化財部会では、この取り扱いを考えられているのですか。
事務局	基本的には、石が壊れればどんどん小さくなっていくと思いますけど。そういう石も、先ほどお話しましたが、石垣の隙間等に入れることができるので、あらゆる再利用の方法を考えます。保管の仕方はいろいろあると思いますが、集積して保管していくという方針です、
麓構成員	そういうことではなくて、採用はしなかったけども重要な、貴重な石材をどのように取り扱うか。それも採用しないということにすれば、検討するはずです。日本中にある史跡整備のところでは、やっているんですけど。それを、名古屋城の場合は石垣・埋蔵文化財部会でどのような取り扱いに決めたのか。その決めたことを、今ここで報告してもらえると、もう少しわかりやすいんですけど。この場所には、その部会の方は出席されていないので、よくわかりません。
事務局	関連する所定のフローは2つ、石垣・埋蔵文化財部会で、
瀬口座長	それは、石垣・埋蔵文化財部会で検討した結果ですか。
事務局	こちらは全体に関わる話ということで、まずここに、
瀬口座長	まだやっていないわけですね。場合によっては、石垣・埋蔵文化財部会には諮らないケースも、今回はあると理解していいですか。必ず諮るのですか。どちらですか。

事務局	報告はしたいと思っています。
瀬口座長	部会のほうにね。
事務局	はい。
瀬口座長	だから、こっちで決まる可能性もあるわけです。いいですか。試行錯誤でやりながら、やるしかありませんね。どうしてもきちんと分けられないかもしれないですね。 それから、本丸のところに置いてある石、まだ残っている石があるけど。あの石を見ると、名古屋城の石が全部とんがってなくて、意外と控えがないとかわかります。そういうものを見ても、おもしろいという人もいると思うので、石材が出てきたときに、さっき解説すると言っていましたけど、そういう説明をしてあげると、ただ石を置いてあるだけでは、つまらないのではないかと思います。他所の城の石との違いや、名古屋城の特徴などを言ってもらえるとおもしろいと思います。
事務局	フローチャート上も、そういった石はそういった活用をするように整理されています。
瀬口座長	今は書いていないですけどね。
事務局	ちょっと資料が多くなので、フローチャートを省いてしまった部分が正直あります。申し訳ありません。
瀬口座長	それでは、現状変更許可に向けた手続きがあるということなので、今のご意見を慎重にふまえながら、進めてもらいたいと思います。 次に、議事の(4)です。重要文化財名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震対策についてです。事務局から説明をお願いします。
	(4) 重要文化財名古屋城東南隅櫓及び西北隅櫓の耐震対策について
事務局	重要文化財東南隅櫓および西北隅櫓の耐震対策、および修理計画については、令和6、7年度に作成した重要文化財建造物名古屋城保存活用計画に合わせて検討を進めてきました。両櫓の直近の大規模修理については、東南隅櫓が昭和28年、西北隅櫓が昭和39年と、どちらも50年以上経過しており、経年劣化が進行しています。耐震対策も施されていないことで、令和7年度に基礎診断を実施しました。その結果を、昨年度の第39回建造物部会で検討しています。今回、全体整備検討会議でも診断結果をご報告し、今後の対策の方針案についてお示しします。 まず、隅櫓建物の基礎診断は、文化庁の実施要領に従い、限界耐力計算によって実施しています。診断の中間の計算等については省略しますが、結果については、どちらの隅櫓もごくまれに起きる大地震に対しての耐震性能が欠けていることが明らかになりました。ごくまれ

	に起きる暴風に対しては、東南隅櫓は耐風性能が不足しており、西北隅櫓は1階部分のみ耐風性能を有していないことを確認しました。 どちらの隅櫓でも折損の危険性がある柱確認されませんでした。西北隅櫓では長期荷重、自重に対する検討を行ったところ、17本の梁部材が強度を有していないことを確認しました。 建物の耐震診断に加えて、隅櫓直下の石垣を対象にした基礎診断を実施しています。文化財石垣の耐震診断は、令和6年度に文化庁より実施要領案が出されており、これに基づいて累積示力線法による診断を行いました。診断方法については、詳細をご説明します。投影資料に診断結果を映しています。診断に使用した累積示力線法という解析について、石垣などの構造物に作用する土圧と自重と地震力が合わさった合力の作用点を示力線で示し、築石の安定性を評価する手法となっています。築石の安定性というものを、石垣の断面の築石1個ずつに対して検討しています。それぞれで転倒と滑りの分析を行っています。スライドにお示している石に対して、L1としているのが中規模地震に対して安全率が1以上になっているものです。L2の大規模地震に対しての安全率をもっているもの、それぞれを検討しており、上から7個目までの築石までは安定ということをお示ししています。それぞれL1、L2の矢印がありますが、それより下の部分に関しては、大きな力が加わったときに押し出される可能性というのが考えられる結果となっています。また、図の下に最小すべり角が出ていますが、これが万が一築石が滑った場合に、滑り角の延長線上の背面部分に影響がある可能性があるということをお示ししています。 こうした診断を実施し、結果としては、築石の転倒についてはすべての石垣で大規模地震、中規模地震に対して安全率1.0を満たしていませんでした。また滑りに対しては、すべての石垣で安定している結果となっています。現状の石垣の変状を見ると、東南隅櫓南面石垣と西北隅櫓北面石垣に、膨らみがあることを確認しています。 以上が建物と石垣の診断結果であり、東南隅櫓、西北隅櫓ともに耐震性能の向上措置を検討する必要があると考えています。この方針を考えるにあたって、現状の建物の課題を挙げると、まずは使用上の課題として、屋根と土壁の重量が重くなっています。東南隅櫓だと、屋根35.5%、土壁38%。西北隅櫓だと、屋根30.5%、土壁40.5%。どちらも全体の7割程度の重量になっています。これに対して、屋根の葺き土を減らすなど、重量を軽減させる措置を検討していきたいと考えています。 構造上の課題としては、資料の図1、図2にお示ししているように、耐力要素として考えられる土壁の全面壁が、全体的に見ると少なくなっています。開口部や垂壁が多いこと、それに伴って補強材が内部に入れられるような見え隠れが少ないことが挙げられます。この対応として、格子壁など景観に配慮した耐力要素の追加を検討するほか、必要に応じて基礎部分の補強についても検討していきたいと考えています。西北隅櫓については、長期荷重への対策の検討も行っていきます。 最後に、今後のスケジュールです。今年度は、東南隅櫓および西北隅櫓の耐震補強案の検討を行います。その後は、西北隅櫓と東南隅櫓を比べると、東南隅櫓のほうが経年劣化が進行していることから、令和9年度以降はまず東南隅櫓から修理、補強工事に向けた基本設計に着手することを計画しています。西北隅櫓についても、東南隅櫓の工
--	--

	事完了後ではなく、なるべく早く修理、補強工事の計画を進めていきたいと考えています。 資料の説明は以上です。
瀬口座長	今のご説明に関して、ご質問、ご意見をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
麓構成員	石垣ですけど、累積示力線法で安全率 1 を満たしていないということで、今後詳細な調査や専門診断を行っていく必要があると書いてあります。具体的には、どういう調査をして、どういう評価が出てきそうなのか。詳細な調査をやっていけば、安全率 1 を超える見込みがあるのかどうか。それが不確定なまま、その上部の建造物だけ耐震補強をしても、順番が違うのではないかという気がするんですけどね。 そういう、ちょっといじわるな質問をしましたけど。実際のところは、建造物の耐震診断ほど、石垣って明確に耐震性能の評価ができないような気がします。今の状況を見て、こういう計算をして、すぐさま建造物を修理する前に石垣を積み直しとか、なんだかんだ耐震補強をしないとイケないとは言いませんけど、この文章だけを読んでいると、石垣のことをさておいて建造物だけ修理します、という表現になっているような気がします。
事務局	ご意見についてですけど、昨年度に実施した累積示力線法による基礎診断が、解析としては簡易的な解析になっています。今回安全率 1 を満たさない結果にはなったんですが、より詳細な調査を実施する必要があると考えています。その候補として考えているのが、さまざまな円弧すべり解析とか、石垣に対する違った解析を行うということです。現状だと、名古屋城の石垣の物性情報が十分に得られていないということもあるので、背面構造の調査も行い、詳細な情報を得たうえで、さらに追加の解析などを行うことで、現状を正確に把握していきたいと考えています。 この調査、解析については、建物の耐震対策の検討と同時並行で進めていきます。あくまで建造物を先行していくのではなくて、同時並行で考えていきたいと思っています。ただ、石垣の安全性が今後、追加の調査でどういった結果になるかということは、まだ未定な部分ではありますが、建物のほうの経年劣化が長期間になってしまうと予断を許さない状況になっていますので、そちらに関しては早急に進めていきたいと考えています。
麓構成員	今説明されたような石垣の性能評価に対しては、累積示力線法、孕みだし法、円弧すべりだし法などで、検討はどこでもやっています。内部の状況がよくわからないので、レーダー探査などいろいろな方法でやるんですけど。それをやっても内部の状況がよくわからなくて、正確にこれが、極まれな大地震がきても大丈夫だと言えない状況になるんですよ。 そういうことからすると、今のご説明だと、ちゃんと信頼したうえで、建造物の修理工事の着手前にちゃんと診断します。そのうえで建造物の修理をします。というようなご説明でしたけど、そう簡単にはいかないですよ。いっていないですよ、よそのお城の例でも。耐震

	診断をやって、その評価の仕方の困難さというのはわかりますけど。それを知ったうえで、こういう表現にしておいていいのかなと。石垣の経過観察をしていく、ということくらいしか言えないということもありますから。そうしながら、石垣は正確な耐震診断はできないけれども、経過観察をしながら、緊急性を要する建造物は先に修理します、という話のほうがいいような気がします。
事務局	先ほどの話に、もう少し具体的な想定の話をしします。昨年行った石垣の調査でも、物性値がわからないところを想定でおいています。具体的には、栗石層の内部摩擦角、想定できない場合は文化庁の基準の35度として、この結果になっています。他城郭などの実例を見ていると、35度というのはかなり安全めに入れているのではないかとこのがあります。これが45度がある場合だと、経過観察の数値になってくるとこの想定があります。 実際に名古屋城のこの場所の栗石層が、こういった数値になるのかというのをどう把握するのか。そういったところを今年度具体的に詰めないといけないと考えています。 また、麓先生が言われたとおり、こういった調査が進んでいますが、繰り返しになりますが建物の状況も良くなく、まずはそちらを。石垣の調査をするんですが、ある程度様子を見ながらにし、建造物の修理または耐震を進めていくとしています。石垣が手を付けられる方針が決まったところで、直していく方法を模索したいと考えています。
瀬口座長	意見の違いがよくわからなかったけれど。麓委員さんの経過観察をするというほうに意見はありますか。
麓構成員	それは、経過観察はそうです。
瀬口座長	事務局の話だと、専門診断の結果をふまえて石垣の安定性、積み替えられるということですか。積み替えではないですね。補強です。
事務局	結論をまだ出せる状況ではありません。言い方として、そちらの検討をしながら、石垣に関しては検討しつつ経過観察をしながら、建物については至急に行わないと、そもそもの修理が必要となっているので建物の検討を進めるという言い方になっています。もしかすると、麓先生と言っていることはそんなに変わらないのかもしれませんが。と思っています。
瀬口座長	緊急を要するほうの、隅櫓のほうの、今も壁が落ちていますしね。何らかの対応が必要だと思いますので、併せて補強を行うことだと思います。 これについては、資料を見ると、すでに1回部会に諮られているんですね。
事務局	基礎診断の結果については、建造物部会で一度お諮りしています。今年度行う補強検討、方針についてはこれから、この全体会議を基に建造物部会で検討していきたいと考えています。

瀬口座長	今後引き続き建造物部会で検討するということですね。新しいシステムでは、再び全体整備検討会議には諮るんですか。諮らなくて進めていくんですか。新しい手続きでは。
事務局	基本的には建造物部会で専門的なご意見をいただき、それをふまえて補強案の策定というふうにしたいと思っています。 本日特に、こちらの資料の3の補強検討、方針というところで、全体会議でご意見をいただいたら、それを建造物部会へもきちんと事務局としてお伝えしたいと思っています。
瀬口座長	そういうことなので、よろしくお願いします。はい、小濱委員さん。
小濱構成員	私は耐震診断、耐震改修について、それなりに経験しています。先ほど石垣の話が出ましたが、上部架構の耐震診断、耐震補強は、基礎がきちんと安定した状態で、我々は上部架構の耐震診断などをやるべきであって。石垣が崩れる、崩れない、崩れたら石垣はどこまで被害を受けるのか。それがわからないことには、上部架構の耐震改修の方法は付かないんですよ。 大地震のときに石垣が崩落します、と。先ほどの話だと、転倒はするけど滑りは大丈夫だという話ですから。大地震のときに、石垣がどんな状況になるのか。石垣が崩れて、崩れますと。崩れても上部な建物が安全であるように改修してくれ、ということなのか。下が崩れたら、それで終わりです。ということになれば、石垣が崩れても上部の大丈夫だという改修の方法も、あることはあります。建物下の基礎がどのような崩落の状況になるのかということをはっきりしないことには、上の設計が成り立たないですよ。 例えば、石垣だけが崩れるのであれば、石垣が崩れても上部の建物はちゃんと崩落しないよう、という設計も可能です。ただ石垣も崩れて、中の裏込めの盛土まで崩れるとなると、これはまた大変なことになります。盛土の安定性も考えないといけないので、そこは杭を打って安定させるかどうかということもできますので。石垣の裾の部分が、大地震のときにどのような状況になるのかということですね。そこははっきりしないと、上部架構の対策の目途が立ちませんね。そこらは、ある程度ははっきりしてもらいたいということです。 石垣だけ崩れるだけだったら、それとも建物も建っているということは、いろいろな方法が、ベタ基礎にして、羽だしにして、西南隅櫓でやったような補強方法もありますので、対応はできると思いますけど。 要は、石垣は崩れてもいいと。崩れた前提で、上の建物を安全のように改修したいなのか。そこら辺の方針が、どのような安全性を確保するのかっていうことを、上部架構に対しての安全性を確保するのかっていうことをしないことには、改修の方法が、補強の方法が立ちにくいですね。そこら辺は、はっきりしてもらいたいと思います。 建造物部会では、石垣の安定性まではどうこう言うことはできませんので。ぜひ、そこら辺をはっきりしてもらいたいです。
瀬口座長	よろしくお願いしますね。ハウスメーカーの住宅などでは、どこに

	造るか関係なく、建造物の安定性をしていますけど。松本城の天守みたいなものになると、鉄筋コンクリートの杭の上に乗せていますよね。
小濱構成員	そうですね。
瀬口座長	そういうふうにすると、できないことはないけれど。そこまでは今回は多分考えていなくて、とりあえずハウスメーカーの住宅的に、下はあまり考えないで上だけというレベルですよ。下を同時にやるということは今のところなくて、経過観察をしながら、やばいぞとなったら対応するかもしれないけど。一応、ウォッチングをしながらということですね。
小濱構成員	そういうことでしたら、下が大丈夫という前提のもとでの改修ということですね。もし、大地震が来て、下が崩れたら、それはわかりませんよということですね。
瀬口座長	それは崩れますね。そういうことがないことを祈って。だから、それは経過観察で。経過観察で見えてやばいぞ、ということになると、そのときに何か対応する。外から押さえとか、いろいろ対応を考えることになるのですか。
事務局	先生が言われたとおりです。人への被害等もありますので、人の出入りをどうするのかとか。そこも大事な動線で、座長が言われたように経過観察の中で把握しながら、一定程度危険になったら、人の出入りをやめるとか。先に、石垣が崩れそうだったら押えとか。そういったところも当然考えていく内容だと思っています。
小濱構成員	そうすると、経過観察でもし崩れそうになったら、何か対策は立てられるのですか。石垣中に。
事務局	一般的に崩れそうの場合は、状況にもよりますけど、前押さえであるとか、そういった方法が考えられます。 あとは、具体的にどういう変異があるのか分析する必要があると思います。
小濱構成員	そうすると隅櫓の基礎は大丈夫だということで、補強対策を考えればいいということですか。
瀬口座長	座長さんですから、よろしくお願いします。
小濱構成員	それともう1つ、お聞きしたいです。東南隅櫓を先にやるための理由として、経年劣化が進行しているということですけども。具体的に、どういうことが生じていますか。
事務局	1番東南隅櫓で目立つ箇所で言うと、外壁の漆喰が剥落しています。あとは、瓦が落下して、その土がむき出しになった部分に草が生えたり、そういった目で見えるかたちでの劣化が進行しています。それに

	対して、西北隅櫓はそこまでひどい経年劣化が見られないということで、優先順位をつけて東南隅櫓のほうを先に進めていきたいと考えています。
小濱構成員	そうですか。屋根の葺き替えというのは、必然になりますね。そえと、東南隅櫓はモルタル仕上がりでしたが、そこは問題ないですか。
事務局	そちらに関しても、当初の仕様に戻すべきだと考えています。
小濱構成員	わかりました。
瀬口座長	部会のほうで十分検討してもらいたいと思います。よろしく願います。また結果については適宜、全体整備検討会議でも報告してください。 東南隅櫓は石垣の角石に亀裂が入っていましたよね。欠けているんですか。3石くらい。あれは問題になるかも。 はい、それでは部会で検討してもらおうということで、以上をもちました議事は終了しましたので、事務局へ進行をお返します。
事務局	瀬口座長、円滑な進行をありがとうございました。本日もご議論していただき、多くのご意見をいただき感謝いたします。 それでは、次第に沿って進めます。その他として、事務局から1点、情報を共有したい案件があります。配布している参考資料をご説明します。
	7 その他 愛知県体育館取壊し工事について（案）
事務局	愛知県体育館の解体撤去として、所有者である愛知県で行われることになっています。詳細は、愛知県スポーツ局競技・施設課様より内容をご説明してもらいますが、まずは名古屋城総合事務所より二之丸地区についてご説明します。 現在、二之丸地区は愛知県体育館が存在しているため、特別史跡としての告示がなされておらず、未告示となっていますが、名古屋城総合事務所としても、特別史跡名古屋城としてなくてはならない場所として捉えているところです。 解体撤去については、現在の管理者である本市の緑政土木局を中心とし、名古屋城総合事務所を含む関係者と協議を重ねながら進めていきます。二之丸地区については、城内全体の保存活用事業のバランスを図り、全体整備検討会議や文化庁様の指導をお願いしながら計画的、段階的に進めていきたいと考えています。よろしく願います。 それでは、愛知県スポーツ局競技・施設課様より、愛知県体育館の解体事業についてご説明してもらいます。
愛知県	愛知県スポーツ局競技・施設課です。愛知県体育館の取壊し工事に

スポーツ局競技・施設課	について案という資料をご覧ください。 まず、第1項の趣旨です。愛知県体育館は、1964年10月の開業以来、半世紀以上にわたり県民の皆様のスポーツ拠点等として親しまれてきました。しかしながら、施設の老朽化およびIGアリーナのオープンに伴い、2025年6月30日をもって一般利用を終了しています。ただし、アジア大会に向けての準備のため、県内で利用できる体育館が一時的に少なくなる状況であることを受け、2025年7月以降について、2025年度いっぱいにはアマチュアスポーツおよび学校行事等に限り、継続利用できることとして運用してきました。2026年4月以降は、愛知・名古屋2026アジア・アジアパラ競技大会のための施設として位置づけ、練習会場等として活用することとしています。アジア大会終了後は、もろもろの片づけが終了すると見込まれる2027年1月から、取壊し工事に着手したいと考えています。 次に第2項、施設の概要です。所在地は、ご存じのとおり名古屋市中区二の丸1番1号、いわゆる名古屋城二之丸南の中です。開館は1964年10月、前回の東京オリンピックの直前です。敷地面積は、約38,000㎡。名古屋市から公園設置許可により、土地をお借りしています。建物は、建築面積約7,600㎡、延床面積約17,000㎡という規模感です。 第3項、取壊しの概要です。2026年度から2028年度の、足掛け3か年度にわたり上物のみの撤去工事を実施します。取壊し全体としては、2031年度末までを目途に、地下部分を含むすべての撤去工事を実施します。取壊し工事完了後は、名古屋市からお借りしている土地を速やかに返却する予定です。 第4項、取壊しのスケジュールです。1番上の全般としては、2026年度からアジア大会のための施設として運用を開始しています。2段目の取壊し工事については、昨年度上物の取壊し設計を実施しました。アジア大会終了後の2027年1月から上物の取壊し工事に着手し、3か年度にわたり実施していきたいと考えています。上物取壊し工事と並行し、名古屋城の石垣に与える影響のモニタリングも実施していきます。上物取壊し工事の完了後、2028年度から2029年度に杭、地下躯体の取壊し設計を行い、2030年度から2031年度にかけて杭、地下躯体の取壊し工事を実施する予定です、これら取壊し工事に伴う土壌汚染調査、埋蔵文化財調査については十分な期間を確保し、適時に実施していきます。すべての取壊し工事を完了し、2031年度末を目途に名古屋市に土地を返却したいと考えています。 ただ、これらはすべて現時点における見通しであり、前後する可能性があることについては、ご承知ください。 2枚目をご覧ください。参考として、工事の実施エリアを図示したものを示しています。上物取壊し工事の開始時点から、すべての工事が完了するまで、図の赤線の部分に仮囲いを構成し、薄緑色のエリアを部外者が立ち入れないように閉塞して、安全を確保したいと考えています。赤線より北側の舗装通路は、工事車両の通路とするともに、現状と同じく誰でも通り抜けができるようにする予定です。一部観光客の皆様と工事車両の動線が混交する地点がどうしても発生してしまいますが、工事業者において警備員を配置するなどして、安全を確保していきたいと思います。 県としては、名古屋市をはじめ関係の各機関と調整のうえ、埋蔵文化財の調査、工事の安全管理に万全を期し、円滑に取壊し工事を進め
-------------	---

	ていきたいと思います。全体整備検討会議におかれましても、本工事の実施についてご了解いただけるよう、よろしくお願いします。
事務局	ご質問、ご不明な点はありますか。
小濱構成員	スケジュールを見ると、非常にスローペースだなと思っていますけど。上物を取壊す工事に、1年以上もかかるのですか。 地下躯体の取壊しは、いろいろ用心してやらないといけないので、遺構があるので。杭もあるという、少なくとも体育館の直下の遺構は、ほとんど壊されていると見ても差し支えないと思いますけど。非常にスローペースだと思いますけど、こんなにかかるのですか。
愛知県 スポーツ局競技・施設課	杭、地下躯体取壊し工事は、まだ設計前段階なので、概算ということですが。上物取壊し工事は、設計が済んでいますので、このように設計ができあがっています。 大変申し訳ないですが、記載のようなスケジュール、時間がかかると考えています。
小濱構成員	上は、鉄骨造ですよ。
愛知県 スポーツ局競技・施設課	鉄筋コンクリートです。
小濱構成員	鉄筋コンクリート、屋根は鉄骨か何かでしょう。
愛知県 スポーツ局競技・施設課	そうですね。
小濱構成員	これだけかかると言われれば、しょうがないかもしれないですけど。一般の、民間の取壊しに比べたら、非常に時間がかかる、スローペースだなという気がするんですけどね。
瀬口座長	取壊し工事をやっているときに設計はできないのですか。図面はあるのでしょうか。当然のことながら。同時にやるくらいにして。発掘調査は時間がかかるから、それは前提として、建物の取壊し工事のときに設計は、別に現場でやるわけではないから。新しい情報が必要なんですか。設計のために。
愛知県 スポーツ局競技・施設課	周辺部の試掘調査をして、その結果を踏まえつつ、必要に応じて発掘調査が必要になってくるのではないかと踏んでいます。その間に、後半の設計をしようかなとは考えています。 先生が言われるような手法も、取ることが可能かどうか、持ち帰って検討したいと思います。
瀬口座長	図面がしっかりあるわけだから。問題は地下ですよ。地下は、全面地下ですか。
愛知県 スポーツ局競技・施設課	そうですね。建物下全面、地下構造があります。

瀬口座長	もともとプールか何かがあったんですか。
愛知県 スポーツ局競技・施設課	プールは現在もあります。2枚目のスライドに替えてもらえますか。 1番大きな本体の南側の下に、ちょっと出っ張りが見えると思います。その辺りにプールと機械室が、半地下のように造られています。
瀬口座長	プールがない地下、杭を打っただけの地下というのもあるのですか。 地下空間が杭だけのところ。そういうところは遺っている可能性がありそうだけれども。プールで空堀りしていると、総堀りしていると、ちょっと難しいです。そこまで遺っていないと思います。 その辺は取壊しやらなくてもできるので、ぜひ考えてもらえると、県民も市民も待ち焦がれていますので、できるだけ早めをお願いしたいと思います。
愛知県 スポーツ局競技・施設課	了解しました。検討して、また考えたいと思います。
小濱構成員	図面があるのでね。建物の。新たに解体のための調査というのは必要ないと思います。どういうふうに解体するのかというのは、図面があればだいたい設計できますからね。そこら辺は早くやってもらいたいですね。
事務局	そのほかに、ありますでしょうか。ありがとうございました。本日予定していた内容は以上です。 最後に、オブザーバーでご参加の渋谷主任調査官、平澤主任調査官、北野主査からコメントをいただきたいと思います。渋谷主任調査官、お願いします。
渋谷オブザーバー	本日も多くの議事、報告事項、議事等でいろいろご意見をいただきありがとうございます。冒頭配られた、資料の4番で全体の地図、地図というか図面がありますけど、特別史跡の指定範囲。この図には3の丸はないですけど、全般的にさまざまな事業が展開されるということで、一つひとつ確実に実施してもらえたらと思っています。 現状変更関係で話題になりましたけど、石材の保管場所というところなんです。特別史跡なので、特別史跡を構成する堀等というのは、本当に特例というか、やむを得ない措置だということを、ぜひ強調していただくと。例えば、地震等の災害によって、石材を一時的に置くというようなことは、それは認めるということはあるんですけど。本当にやむを得ない措置だということをしっかりと、現状変更に書いてもらわないと、なかなかというところもあります。本日の先生方のご意見をふまえて、そのあたりをしっかりと書いてもらえたらと思っています。 今年度いろいろと、この全体整備検討会議についても、運営の方法等試行錯誤あるかと思いますが、引き続きよろしく願いできればと思います。
事務局	ありがとうございます。平澤主任調査官、お願いします。
平澤オブザーバー	いろいろ具体的な有意義なご指導がありました。全体の事業回しに

	ついては、こういう資料を付けてもらいたいと言って、継続してきていると思います。特に継続実施している事業が、今どの段階にあるのかというのが、今の資料ではわからないというご指摘ではあったと思います。例えば、全体の話で言えば、石垣の修理事業というのは、搦手馬出の事業は終盤に至っているというのが、これではわからないと思います。長くやってきたこともありますし、これから長くやるものもあるので。特に現場で工事を実施しているもの、調査を実施しているもの、計画や設計とか、指針みたいなものをまとめるものなど、少し整理をしてお示しされたほうがいいのかもかもしれません。 それから庭園の関係ですが、庭園部会で議論してもらおうことになると思いますけど。図面とか、写真とか、先ほども議事のほうでご指摘がありましたが、検討すべき材料が、全部参照できる状態にしておくことは重要です。仮に資料の中で示していなくても、ご指摘があれば示せるような状態にしておいてもらったほうが良いと思います。 細かいことで言えば、ここにある写真、ほかにも写真はあるということでしたけども。ここにある写真1、2、3で風信と建物Aの関係で言うと、若干平面的な位置関係に落とすと矛盾があるようにも見えるので、その場合は資料も含めて、なかなか現地の状況が良くないところもありますけど。少なくとも手持ちの資料で風信の相対的な位置関係というのを、きちんと各資料、矛盾があるのかないのかなど、そういうことも含めて検討したうえで、現場に臨んでもらえればと思います。 石材の保管場所については、ここに挙げられたのは、大方の方針についてですけども。多分委員会のほうで、保管場所の詳細な区割りとか。例えば、発生石材がどのくらいの量があって、庭園の整備のために集めてきた石材がどのくらいあるのかというのが、今日の資料ではそこまでわからないので。今後、次回にでも保管場所の具体的な区割り、管理の具体とか、これは以前の会議でも出たことですけども、東側の外堀のところは緑政土木局が管理をしていると言って、これは以前三浦先生から、非常にお城の顔の風致が残念な状態が続いていると。 名古屋城の事業というのは、それぞれの事業が長期にわたるので。長期にわたるのであれば、長期にわたる中でのお城の風致をどういうふうに来場者に観ていただくか。例えば、石材の置き方にも気を付けて、むしろ置いてあるようなその風致が良いとか、見どころがあるとか。そういう工夫をしていかないと、何か東京あたりの駅の改良工事のように、城内が常にどこか工事していますよ、みたいな感じになると思いますから。長期に及ぶなら、名古屋城の風致をどのように推移させていくか、ということも考えられたいと思います。 東南隅櫓の話で、さっきの議論をふまえれば、当然、建物と建造物と、石垣と一体となった耐震対策は、当然検討されるべきです。今年の4月から、文化庁の文化財の関係の組織が若干改組されて、建造物課の中に防災の関係が集約もされています。よくそこは、建造物課とご相談されながら、実際にどう事業を進めていくのか。そういうご説明ではありましたが、また改めて確認してもらえればと思います。 少し具体的な指摘でしたが、よろしくお願いします。
事務局	ありがとうございます。続きまして、北野主査、よろしくお願いします。

北野オブザーバー	今回から参加させていただき、オブザーバーとして参加して、皆さんの議論は本当に興味深く聞かせていただきました。その中で、先ほどからお話のある、石材の置場のところでも、教育というか、石材への理解みたいなお話もありました。景観にはまわりに配慮していただきつつ、いろいろな角度から名古屋城の魅力というか、そういうことをしてもらえる整備になっていくといいのかなと、改めて思いました。以上です。
事務局	ありがとうございました。オブザーバーの皆様からコメントをいただいた後で、大変恐縮ですが、名古屋城事務局からのご報告が1つ忘れていました。申し訳ありませんが、最後にご説明したいと思います。
事務局	まとめが終わった段階のご説明で、申し訳ありません。名古屋城の観覧料の改定について、ご説明します。 先ほどの資料4の表の下側に、小さい字で、名古屋城の観覧料の改定を令和8年10月1日から実施ということで、記載しています。観覧料を改定する経緯は、昨今の人件費の増加、物価高などを考慮するとともに、名古屋城の施設全体で、受益者負担の原則の観点から値上げをする方針が示されました。名古屋城も他の施設と同様に観覧料を値上げということです。 名古屋城については、値上げを考えるにあたり、他の城郭の観覧料を参考に、今は大人が500円ですが大人が1000円、定期観覧券が今2000円ですが4000円ということで、令和8年の10月から値上げしたいと考えています。観覧料の改定は、32年半ぶりの改定となり、ずいぶん間があいたんですけども、今回改定することを考えています。 今後、観覧料の値上げに伴う増収分については、持続可能な名古屋城の管理、運用が行っていくことができるように、長期的な維持管理、修繕、先ほど話題に出ました防災対策、バリアフリー対策などの経費に充当していきたいと考えています。委員の皆様もご承知していただきますよう、よろしくお願いします。
事務局	ご質問等あれば、よろしくお願いします。よろしいでしょうか。 それでは、本日予定していました内容は以上となります。以上を持ちまして、本日の全体整備検討会議は終了いたします。長時間にわたり、ありがとうございました。